少年事件手続きの流れ

事件・事故の発生

警察への届出・110番通報

警察

捜査の開始・犯人の特定

- ○ 事情聴取（調書の作成）
- ○ 実況見分の立会い
- ○ 証拠品の提出

20歳未満の者（少年）

- 18・19歳の犯罪を犯した少年（特定少年）
- 14～17歳の犯罪を犯した少年
  - 法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合
  - 法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合
- 14歳未満の少年
  少年の行為や環境に応じて児童相談所に送致・通告（署限りの場合もある。）

検察庁

少年をどのような処分にするのがよいのか検討

児童相談所

- 家庭裁判所での審判や保護処分が必要な事案
- 児童福祉法上の措置 → 児童自立支援施設への入所等

家庭裁判所

審判（大人の事件でいう裁判）を開始するかどうかを決定する。

審判不開始	審判	検察官送致（逆送）
これまでの手続の過程で少年が十分改心し、審判廷に呼び出す必要がないと犯罪された場合は、審判手続きを開始せず、終了	保護処分（刑事処分や児童相談所へ送る処分以外）が必要であると認められる場合は、審判手続を開始	少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にするべきであると認められた場合には、事件を検察庁に送り返す。

不処分

審判の過程において少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められる場合

保護処分

【保護観察】	【児童自立支援施設・児童養護施設送致】	【少年院送致】
保護観察官や保護司による補導援護	施設に入所し、生活指導	強制力によって少年を施設内に拘束し、矯正教育

検察庁

裁判にするかどうかを決定（逆送の場合は、原則起訴される。）

- 起訴
- 不起訴

裁判所

大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうか決定

刑事処分

【死刑】	【無期懲役・禁錮】	【有期懲役・禁錮】	【罰金刑】
罪を犯した時18歳未満の者は無期懲役を科す。	罪を犯した時18歳未満の者は無期刑を科すか10年以上20年以下の懲役・禁錮を科す。	長期と短期を定めた不定期刑で、短期は10年、長期は15年を超えることはない。	